

自転車通勤の安全も 会社で管理していますか？

自転車で誰かをケガさせた時。

相次ぐ高額賠償、責任重視の判決傾向！

自転車で歩行者を死傷させた人に高額な賠償を命じる判決は各地で相次ぎ、特に歩行者が歩道や路側帯など「保護される場所」にいた場合は自転車側の責任を100%としています。

信号無視の自転車に衝突されて死亡した東京都内の75歳の女性の遺族が、自転車に乗っていた会社員の男性(46)に東京地裁は4746万円の支払いを命じました。

この男性の脇見、前方不注意とし、青信号で横断歩道を渡っていた女性に何ら落ち度がなく、高額な賠償責任を認めたものです。

小学5年の子供にさえ、厳しい判決です。神戸地裁は昨年7月自転車で坂道を下っていた際、路肩寄りを歩いていた女性とぶつかり意識不明となるけがをさせた男児の母親に、9520万円の賠償を命じ、「母親の指導や注意が不十分」と指摘しました。



自転車運転中に相手にケガをさせた



止まっている自動車に接触して傷をつけた

通勤途上で、自転車を利用する従業員が、歩行者を死傷させた場合、会社に対し、高額な賠償責任を問われることがあります。就業規則でルール化し、リスク回避することが絶対に必要です。

会社で確認しておくべき 自転車通勤者の対人保険

マイカー通勤規定の中に

- ▼自転車通勤者の規程を盛り込むこと。
- ▼自転車通勤者の保険加入状況も
マイカー通勤者、バイク通勤者の保険加入状況と同様に確認すること。

むしろ確認すべきは、自転車、バイク通勤者です！



自動車(人身)事故の賠償問題に詳しい社労士

賠償責任保険で思いつくのが、自動車保険という対人・対物賠償責任保険ではないでしょうか。クルマを持っていない方は、**個人賠償責任保険**ですね。個人事業主や企業などの場合には、団体加入の賠償責任保険があります。

自動車保険(対人・対物賠償責任保険)の場合は、例外を除いて示談交渉は保険会社がおこなってくれますが、個人賠償責任保険や企業・事業主向けなど賠償責任保険の場合は、示談交渉サービスが付いていないものがほとんどです。

そのため、事故後、相手方と自分が交渉することになり、また、どうしても自転車という手軽な乗り物という意識から、軽んじてとらえて話し合いに入ってしまったような場合、余計にこじれたり、また、自分は通勤災害として労災補償が受けられたとしても、ケガをさせた相手方が健康保険などを使ってくれなければ、治療費など賠償額はより高額となります。

自宅と会社の間を、自転車通勤する人だけでなく、自宅から最寄り駅までの間でも、自転車を利用している人について会社はしっかり調査し、自転車の利用を認めるのであれば、自転車通勤をする人が【相手をケガさせた場合の賠償責任保険】に加入しているか、また更新されているかなどを、確認した上で自転車の利用を認めるものとし、この規定に違反した場合の事故について、会社は一切の責任をおわないという規定を明記し、徹底しておくことが大切です。